

「文化の国際交流活動に対する助成」Q & A

【申請について】

Q 過去に採択されたことがありますか、再び申請可能ですか？

A 何度でも申請可能です。

Q 団体所在地と事業実施地が異なりますが、申請先はどちらですか？

A 団体所在地の都道府県担当部局課へ申請してください。

【事業内容について】

Q 事業開始日・終了日が募集年度内ではない場合、対象外になりますか？

A 開始日（前年度）～終了日（募集年度）⇒対象外となります。

開始日（募集年度）～終了日（翌年度）⇒対象となります。

Q 交流人数に制限はありますか？

A 制限はありません。1名から最大何名でも可能です。

Q 具体的な事業日程が未定ですが、申請可能ですか？

A 可能です。申請書に予定時期を記入してください。

Q 派遣と招聘の両方を行う事業は対象ですか？

A 対象です。申請書に両事業の日程等を記入してください。

Q 申請後に事業内容が変更になった場合、手続きが必要ですか？

A 直接、当財団事務局へお問い合わせください。

【収支計画・助成金について】

Q 他の助成が決定（もしくは申請）していますが、申請可能ですか？

A 問題ありません。申請書の収支計画に明記してください。

Q 支出が50万円未満の場合、申請可能ですか？

A 対象外となります。

Q 助成金の用途に制限はありますか？

A 対象事業内であれば制限はありませんが、所属機関の間接経費および一般管理費（オーバーヘッド）を含めることは認めません。